

許可番号07960199853号

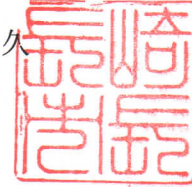
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎市野母町1692番地

氏名 株式会社 ケーエムクリーン 代表取締役 木下 守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎市市長 田上 富久



許可の年月日 令和元年 8月 8日

許可の有効年月日 令和6年 8月 7日

1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類 別紙のとおり (積替え、保管行為を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	長崎市宮崎町字網落 2303 番 3		全体面積	31.6 m ²
産業廃棄物の種類	保管上限 (m ³)	最大積上げ高さ (m)	保管方法	備考
燃え殻	0.88	—	屋内・容器	
汚泥	1.82	—	屋内・容器	
廃油	1.11	—	屋内・容器	
廃酸	1	—	屋内・容器	
廃アルカリ	1	—	屋内・容器	
銹さい	0.52	—	屋内・容器	
ばいじん	0.79	—	屋内・容器	
引火性廃油	6.2	—	屋外・容器	

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 8月 8日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

- 燃 え 殻** 特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なもの及び当該燃え殻を処分するために処理したものに限り。
- 汚 泥** 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なもの及び当該汚泥を処分するために処理したものに限り。
- 廃 油** 揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、又は1・4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なもの及び当該廃油を処分するために処理したものに限り。
- 廃 酸** 水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なもの及び当該廃酸を処分するために処理したものに限り。
- 廃アルカリ** 水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なもの及び当該廃アルカリを処分するために処理したものに限り。
- 鉍 さ い** 特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又はセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なもの及び当該鉍さいを処分するために処理したものに限り。
- ばいじん** 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なもの及び当該ばいじんを処分するために処理したものに限り。

以上7種類

許可番号07910199853号

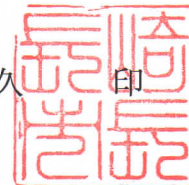
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎市野母町1692番地

氏名 株式会社 ケーエムクリーン 代表取締役 木下 守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎市市長 田上 富久



許可の年月日 令和元年 8月 8日

許可の有効年月日 令和6年 8月 7日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類については、自動車等破砕物を除く。）

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん（以上6種類については、水銀含有ばいじん等を含む。）廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、動植物性残さ（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物を除く。）

以上16種類（積替え・保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 8月 8日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

所在地	長崎市宮崎町字網落 2303 番 3		全体面積	67 m ²
産業廃棄物の種類	保管上限 (m ³)	最大積上げ 高さ (m)	保管方法	備考
燃え殻	1. 7 5	—	屋内・容器	
汚泥	1. 8 2	—	屋内・容器	
廃油	1. 1 1	—	屋内・容器	
廃酸	1	—	屋内・容器	
廃アルカリ	1	—	屋内・容器	
紙くず	3. 3 3	—	屋内・容器	
繊維くず	8. 3 3	—	屋内・容器	
鋳さい	3. 1 1	—	屋内・容器	
ばいじん	0. 7 9	—	屋内・容器	
水銀使用製品産業廃棄物	1	—	屋内・容器	
水銀含有ばいじん等	0. 7 9	—	屋内・容器	
廃油	1 0. 6 7	—	屋外・容器	
汚泥	2. 9 1	—	屋外・容器	
廃プラスチック類	5. 7 1	—	屋外・容器	
木くず	3. 6 4	—	屋外・容器	
ゴムくず	1. 9 2	—	屋外・容器	
金属くず	1. 7 8	—	屋外・容器	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	2	—	屋外・容器	
がれき類	1. 3 5	—	屋外・容器	

以下、余白。